



第15回
通常総会開催される
全議案 承認・可決

平成二十四年五月二十二日(火)午後三時より市民会館おみやにて、社団法人大宮青色申告会の第十五回通常総会が小林大宮税務署長他、多数の来賓ご臨席のもと、盛大裡に開催されました。



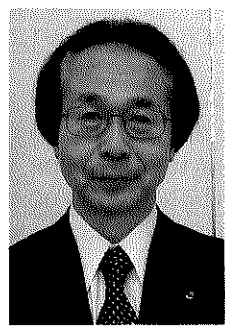
一般社団法人の移行に関する議案可決



主 な 内 容

- 第十五回総会開催・会長挨拶 …………… 一面
- 懇親会風景・会の状況 …………… 二面
- 2011年写真で振り返る活動報告 …………… 三面
- 税情報・ブルーリターンA・事業予定 …………… 四面

一般社団法人に
向けて



会長 羽入田 実

第十五回通常総会が盛大裡に開催することができましたことは会員並びに役員の方々の絶大なるご協力の賜ものと厚く御礼申し上げます。そして本年度の総会では、一般社団法人への移行に関して正式に承認をいただき、定款の変更に必要な4分の3以上の会員の出席者(委任状も含む)のもと一般社団法人への移行に関するすべての提議案が満場一致で可決され、平成二十五年四月の設立登記に向け準備を進めてまいります。

さて、大宮青色申告会の歴史を振り返りますと昭和二十五年に青色申告制度が誕生し施行された後、東京都内で青色申告会の結成が始まり、我が会も任意団体として昭和二十九年三月に会員数百三十九名にて誕生しました。当時は大宮商工会議所に事務の委託をお願いしていましたが、昭和四十六年に日進町に事務所を移転すると同時に独立会となり活動を推し進めてまいりました。その後、平成十年の六月に主務官庁であります関東信越国税局の認可を頂き社団法人として歩み出し、事務所も、盆裁町から現在のさいたま市の庁舎に移転しております。申告会が結成され六十年、先達の会長並びに役員のご尽力により、現在の青色申告会となったことは言うまでもありません。

そして、青色申告制度につきましても、請願・陳情等の税制要望活動により、さまざまな改正が行われ現在の青色申告制度となっておりますが、昨今の税制はめまぐるしく変化しており、復興増税に加え、社会保障と税の一体改革をすすめる上で最優先課題に掲げている消費増税関連法案につきましても、協議がすすまない中、国内問題(復興、原子力問題等)に加えユーロ圏での経済問題の影響による円高は、国内の大企業の経営に与える影響は大きく、社会経済の先行き不透明な状況が、景気をさらに後退させているのではないのでしょうか。

社団法人から
一般社団法人に
移行してまいります!

- Q、なぜ移行するのか
- A、公益法人制度改革により平成二十五年十一月までに移行しなければいけません。
- Q、公益社団でなく一般社団
- A、役員で協議を重ねてきた結果、現在の会の活動や会員へのサービスなどを考えて、一般社団法人を選択しました。
- Q、いつから
- A、平成二十五年四月一日に設立登記し事業開始になります。
- Q、何が変わるの
- A、移行後も会員皆様へのサービスに変更はありません。

当会が一般社団法人になると

	現 在	移行後
名 前	社団法人 大宮青色申告会	一般社団法人 大宮青色申告会
認 可	関東信越国税局	埼 玉 県
監 督	関東信越国税局	自主運営
事 業	関東信越国税局 が認めた事業	従来の公益活動 +幅広い事業
税 制	収益事業のみ課税	収益事業のみ課税



総会では、通常の議案の他に一般社団法人移行に関する議案がありましたので、議案説明は通常より長時間に亘りましたが、

熱心にご協議された
総会後は、楽しい懇親会で

収支決算書・収支予算書総括表

(単位：円)

科目	H23決算額	H24予算額
I 事業活動収支の部		
1 事業活動収入		
基本財産利息収入	3,500	3,500
会費・入会金収入	25,900,000	25,300,000
事務受託等収入	480,000	0
補助金収入	152,000	137,000
保険手数料収入	359,839	414,000
共済手数料収入	2,779,417	2,840,000
事務手数料収入	1,924,185	2,100,000
雑収入	203,122	207,200
事業活動収入計	31,802,063	31,001,700
2 事業活動支出		
事業費	21,419,477	24,414,300
会議費	932,697	1,209,190
管理費	8,883,646	9,308,417
普及促進費	568,365	700,000
事業活動支出計	31,804,185	35,631,907
事業活動収支差額	△ 2,122	△ 4,630,207
II 投資活動収支の部		
1 投資活動収入		
投資活動収入計	0	4,000,000
2 投資活動支出		
特定資産取得支出	7,029,897	2,000,000
出資金取得支出	300	0
投資活動支出計	7,030,197	2,000,000
投資活動収支差額	△ 7,030,197	2,000,000
III 予備費支出		
予備費支出	0	4,316,483
当期収支差額	△ 7,032,319	△ 6,946,690
前期繰越収支差額	13,979,009	6,946,690
次期繰越収支差額	6,946,690	0
会員の状況 (平成23年度)	入会者 51名	会員数 1,657名



会員の皆様も真剣に説明を聞き入れている有意義な総会でした。総会後の懇親会では、ケーキやリングの美味しい料理でお酒を酌み交わし、来賓の方々とも気さくな会話で楽しむ姿が、青色らしさのよさに感じました。

確定申告件数 (所得税・消費税)

種類	区分	件数	計
所得税	65万	462件	1271件
	10万	614件	
	その他	195件	
消費税	一般	73件	202件
	簡易	129件	

平成二十三年分の確定申告状況は
昨年の申告件数は、千二百七十一件であり、会員さんの約七割以上の方が申告会経由で確定申告をなされています。青色申告会の事務所以外にも、二月上旬には会員さんの利便性と早

イータックス送信件数

年分	本人送信	代理送信	合計
H23	42件	247件	289件
H22	57件	208件	265件
H21	73件	127件	200件
H20	53件	8件	61件
H19	10件	0件	10件

期の申告を目的に特別会場を設けております。また、確定申告期の円滑な相談・指導が図れるように税理士会大宮支部の先生のご協力を頂いております。その結果、税務協力団体として推進しておりますイータックス(電子申告)につきましては、送信件数を伸ばしております。

新規会員さんをご紹介下さい!!



皆様のお近くで新規開業された方、まだ青色申告をされていない方がいらっしゃいましたら、是非入会勧奨をお願い致します。

記帳から申告まで

各種共済制度

☆青色申告会の仲間を増やしましょう!

写真は受影者代表挨拶を述べる小林正弘理事(於納税表彰式)



大宮税務署長表彰
高橋 良男 様 (常任理事)
小林 正弘 様 (理事)
おめでとうございます!

小規模企業共済制度は個人事業主を応援する国の共済制度です!

— 平成23年1月から共同経営者(配偶者、後継者)も加入できるようになりました —

☆事業をやめた場合に生活の安定を図るための資金を準備しておく事業主の方の退職金制度です。

- 支払った掛金は、確定申告で全額所得控除になりますので大きな節税になります。
- 掛金月額、1,000円から70,000円までの範囲内で自由に選べて、増額・減額ができます。
- 受け取る共済金も退職所得扱い(一括受取り)ですので税制上優遇されています。

【お問い合わせ先】社団法人 大宮青色申告会 048 (644) 5652まで

無理のない掛金だから続けています。



2011年 写真で振り返る 活動報告

青色申告 普及事業

大宮区民ふれあいフェア で税と青色申告のPR

十月二十九日にソニックシティ鐘塚公園において「大宮区民ふれあいフェア」のイベントに参加しました。

税理士会・納税貯蓄組合などの納税協力団体と一緒に税に関するチラシやグッズを配布して、税の広報活動を行いました。



大宮区民ふれあいフェアのメイン会場で、税に関するグッズを配布している女性部役員

今年も楽しみながら 北区民まつりに参加

十一月六日に市民の森において「北区民まつり」のイベントにスーパードール・水ヨーヨーすくいが出店しました。

女性部と青年部の皆さんが中心に、休む暇もなく一緒にゲームを楽しみながら、元気な子供たちを相手に汗を流しました。



沢山とれたら、おまけつきなので子供達に大人気！

女性部の活動は…

女性部では役員の方々が中心となり様々な事業を行っております。主な活動としては、毎年恒例の日帰り研修会があります。

去年は、警視庁の見学に行きました。七十五分の見学コースでは、警視庁の活動をビデオで学び、二点にも及び資料や最新の機器を導入し、都内各地からの一一〇番通報を受けている通信指令センターを見ました。銀座での自由時間の後の昼食は日比谷シャンテの中の健康食彩



警視庁見学記念

警視庁マスコット「ピーポくん」と一緒に記念写真を撮りました。

あなたの参加をお待ちしております(部費は無料)

成年後見制度を学びました



毎年の「教養講座」を 楽しみにしております

昨年の「教養講座」では、「成年後見制度」について司法書士の先生からお話をお聞きし、本人の判断能力により後見・保佐・補助の区分に別れていることや後見人等に与えられる代理権にも範囲があることなど、基本的なことを理解する事が出来るとも参考になりました。以前にも、悪質商法対策講座や認知症サポーター養成講座、そしてAED・救命講習会では、消防隊員の指導のもとAED心肺蘇生法について貴重な体験ができました。今年の企画に感心しております。テーマが今から楽しみにしています。(匿名) 北区部員

青年部事業

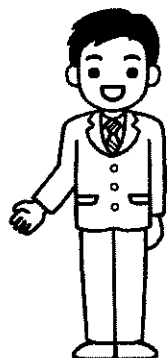
会員紹介ページで お店のPR

青年部では、総会運営や北区民まつりなどの本会事業に積極的に参加、協力しています。

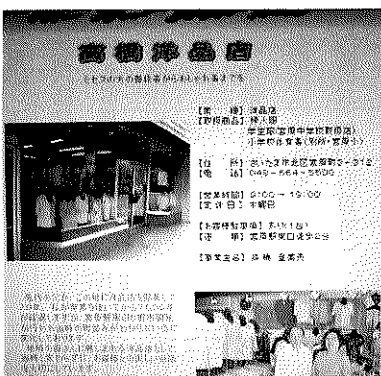
また、事務局と協力して青色申告会のホームページを開設。会員事業所取材し、会員紹介ページを作成しています。

お店のPRは、会のホームページで！会員紹介ページを無料で作成します。

青年部員を募集中です！



こちらが会員
紹介ページです



申込は事務局まで

お電話下さい！

「注意下さい！」
主な税制改正のポイント

復興増税の創設

○所得税
増税となる料率
所得税額の二・一%が上乗せ
課税期間
平成二十五年(二十五年間)
給与所得者の場合
今年の十一月頃に税務署から
送付されてくる新しい「源泉徴
収税額表」から適用されます。

○住民税
増税となる項目
個人住民税の均等割
四千元 ↓ 五千元
課税期間
平成二十六年(十年間)

復興増税の期間
所得税
平成25年1月 → 49年12月
税額の2.1%を上乗せ(25年間)

住民税
平成26年6月 → 36年5月
均等割を年5千円に
引き上げ(10年間)

減価償却費関係では…

○中小企業者等の少額減価償却
資産の取得価額の必要経費算
入の特例が延長されました。

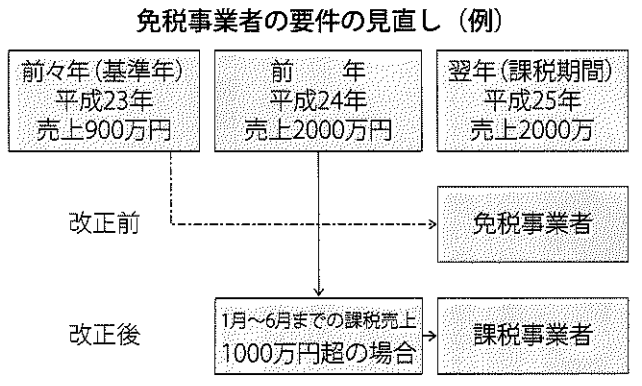
少額減価償却資産の取得価格の必要経費参入の特例

取得金額	償却方法	備考
30万円未満	即時償却 措法28-2 300万円まで	平成26年3月31日まで 通常の減価償却も可能
20万円未満	均等償却 3年間	通常の減価償却も可能
10万円未満	全額経費	

○定率法の償却率の見直し
今回の改正により、従来は定
額法の計算に比べて、二・五倍
の償却率で計算されていた償却
率が二倍に引き下げられること
により、従来よりも当初に減価
償却できる金額が少なくなりま
した。(最終的に償却できる金
額は同じです)
適用開始日は
平成二十四年四月一日以後に取
得する減価償却資産から適用さ
れます。
※個人の場合は、定率法にす
る場合に、届出が必要です。

消費税関係の改正は

○免税事業者の要件の見直し
従来、消費税の課税期間の基
準期間(前々年)において、課
税売上高が一千万円以下の場合
は、消費税の納税が免除されて
おりましたが、今回の改正にて
平成二十四年の一月～六月まで
の半年間で一千万円を超えた場
合は、基準期間が一千万円以下
の場合の事業者でも、平成
二十五年から課税事業者となり
ます。



○仕入れ税額控除「九十五%
ルール」の見直し
課税期間の課税売上高が五億
円以下の事業者に限り適用され
ます。

平成二十六年から
白色申告者に記帳の義務

前々年の所得金額三百万円
以下である白色申告者の場合
は、記帳義務及び記録保存義務
がありませんでした。しかし、平
成二十六年からは、すべての白色
申告者に対し記帳(簡易帳簿等)
をしなければならなくなりました。
同業者や知人の方で、白色に
て申告をなされている方がいま
したら、情報の提供をして下さい。

更正の請求期間が
五年に延長しました!

従来、確定申告書を提出した
後で所得金額や税額などを実際
より多く申告した際に訂正する
更正の請求は一年に限られていま
したが平成二十四年度の確定申
告書から五年に延長されました。

イータックスの添付書類
保存期間も五年間に延長

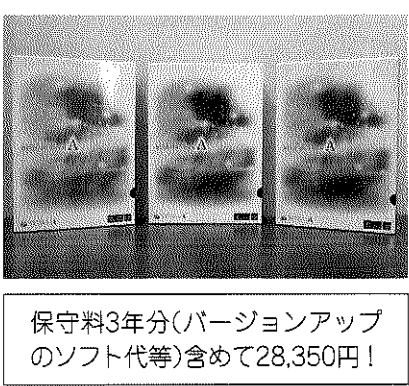
更正の請求期間の延長に伴い
添付書類を省略した書面につい
ては、五年間の保存が義務付け
られました。

◆ ◆ ◆ ◆ ◆

昨今の税制改正案は、衆参の
ねじれ国会等により、見送り等
されることが多いため、事前に
税務署や青色申告会へご相談す
ることをお勧めいたします。

2012年
新フルリターンA登場

初心者にもやさしく、さらに充
実の機能で使いやすくなった!
①見やすいメインメニュー
一年間のすべての操作を一画
面に集約。
②日常の記帳を効率化
便利な機能で簡単入力。
③決算整理仕訳も簡単に
減価償却や家事按分もクリッ
クで完了
④決算書・申告書の作成
簡単操作で正確に作成でき
る。



保守料3年分(バージョンアップ
のソフト代等)含めて28,350円!

☆導入処理の設定など事務局で
全部行います。(有料)
☆公式ページから体験版をダウ
ンロードできます。
「フルリターンA」検索!
経理事務の負担を軽減!
六十五万控除で節税を!

今後の事業・納税予定

- 【八月】 ☆会費振替二期分……………十三日
 - 個人事業税一期分……………月末迄
 - 市県民税二期分……………月末迄
 - 【九月】 ☆記帳確認相談会…九月～十一月
(帳簿の点検他、各種相談)
 - 【十月】 (減価償却の計算等)
 - 市県民税三期分……………月末迄
 - 【十一月】 ○所得税予定納税二期分…月末迄
 - 個人事業税二期分……………月末迄
 - 【十二月】 ☆会費振替三期分……………十三日
 - ☆年末調整相談会
 - 【一月】 ☆所得税決算書作成相談会
 - ☆年末調整相談会……………十日迄
 - ☆給与支払報告書作成……………月末迄
 - ☆償却資産税申告書作成……………月末迄
 - 固定資産税三期分……………四日迄
 - 市県民税四期分……………月末迄
 - 【二月】 ☆所得税決算書、申告書作成
相談会
 - 固定資産税四期分……………月末迄
 - 【三月】 ☆所得税決算書、申告書作成
相談会……………十五日迄
 - ☆消費税申告書作成相談会
……………四月一日迄
- ☆事務局事業